



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月31日火曜日 第698号

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則..... (私学文書課) ... 147

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... (スマート行政推進課) ... 148

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 148

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 153

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (長寿介護課) ... 155

愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則..... (") ... 158

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... (産業創出課) ... 160

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則..... (農地整備課) ... 162

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則..... (水産課) ... 175

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... (会計課) ... 181

告 示

指定納付受託者の指定 (3 件) (地域政策課、スマート行政推進課) ... 184

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 185

施術機関の指定..... (") ... 185

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 185

医療機関 (指定訪問看護事業者等) の指定..... (") ... 186

指定医療機関 (指定訪問看護事業者等) の変更..... (") ... 186

指定医療機関 (指定訪問看護事業者等) の廃止の届出..... (") ... 186

指定介護機関 (居宅介護事業者) の廃止の届出..... (") ... 186

指定介護機関 (介護予防事業者) の廃止の届出..... (") ... 186

愛媛県地籍調査費負担金等交付規程を廃止する告示..... (農政課) ... 187

農業委員会交付金等交付規程を廃止する告示..... (農政課農地・担い手対策室) ... 187

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程を廃止する告示..... (") ... 187

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付規程を廃止する告示..... (農業経済課) ... 187

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程を廃止する告示..... (") ... 187

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程を廃止する告示..... (農地整備課) ... 187

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 187

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

農用地等集団化事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程を廃止する告示..... (林業政策課) ... 188

県費の補助にかかる林道事業検査規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県治山事業施行規程を廃止する告示..... (森林整備課) ... 188

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県単独治山事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 188

愛媛県造林事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 189

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程を廃止する告示..... (") ... 189

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程を廃止する告示..... (漁政課) ... 189

指定納付受託者の指定..... (土木管理課) ... 189

三島川之江港港湾計画の変更の概要..... (港湾海岸課) ... 189

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し (3 件) (会計課) ... 190

瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 191

道路の区域変更 (県道川之江大豊線) (東予地方局四国中央土木事務所) ... 193

道路の供用開始 (国道319号外) (") ... 193

土地改良区役員就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 193

道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 193

訓 令

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令.....（人事課人材マネジメント室）... 195

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則.....（教育総務課）... 195

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則.....（義務教育課）... 196

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）... 197

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 198

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 198

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 199

県 議 会 告 示

愛媛県議会会議規則の一部改正.....（議事事務局）... 206

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正.....（ " ）... 206

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局県立病院課）... 207

規 則

○愛媛県規則第13号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成18年愛媛県規則第29号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）
2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 and 改正前. It compares the revised and original versions of Article 1 of the Ordinance, specifically focusing on the list of entities to which the rules apply. The revised version omits items 1-4, while the original version includes them along with item 5, which is underlined in the original text.

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の公益信託二関スル法律（大正11年法律第62号）第 1 条に規定する公益信託の受託者が事務所に備えなければならないこととされている書類及び帳簿の電磁的記録による保存については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第14号

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和8年愛媛県条例第7号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。

○愛媛県規則第15号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式(第9条関係) クリーニング師試験受験願書

		受験番号	※	出欠確認	※
クリーニング師試験受験願書 年 月 日					
愛媛県知事 様		写真貼付欄 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの			
		ふりがな 氏 名			
住 所	〒 ー				
電 話 番 号					
生 年 月 日	年	月	日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号					
愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないでください。)					
注意事項 1 ※の欄は、記入しないでください。 2 「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。 3 次の書類を添付してください。 (1) 履歴書 (2) 戸籍謄本又は抄本(最終学校卒業後に氏名に変更があつた場合に限る。) (3) 最終学校卒業(修了)証明書					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6号様式(第9条関係) クリーニング師免許申請書

クリーニング師免許申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 申請者 <small>ふりがな</small> 氏 名			
本籍地都道府県名			
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
旧姓又は通称名併記 の 希 望 の 有 無	有 ・ 無		
旧 姓 又 は 通 称 名			
個 人 番 号			
業務を行 おうとす る 場 所	<small>ふりがな</small> 名 称		
	所 在 地	〒 ー	
愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないでください。)			
注意事項 1 「本籍地都道府県名」の欄は、日本国籍を有していない者にあつては、国籍を記入してください。 2 「性別」の欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。 3 次の書類を添付してください。 (1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本) (2) 業務を行おうとする場所を記載した書類			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第7号様式(第9条関係) クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師免許証再交付申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 <small>ふりがな</small> 氏 名</div>			
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号			
免 許 証 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
申 請 理 由	破った ・ 汚した ・ 失った		
理由の発生 年 月 日	年 月 日		
愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないでください。)			
注意事項 1 「性別」の欄及び「申請理由」の欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 クリーニング師免許証を破り、又は汚した場合にあつては、当該クリーニング師免許証を添付してください。			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第8号様式(第9条関係) クリーニング師免許証訂正申請書

クリーニング師免許証訂正申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div>			
愛媛県知事 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 <small>ふりがな</small> 氏 名 </div>			
住 所	〒 ー		
電 話 番 号			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個 人 番 号			
免 許 証 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	区 分	変 更 前	変 更 後
	本 籍 地 名 都 道 府 県		
	氏 名		
	旧姓又は通称名 併記の希望の有無		
	旧姓又は通称名		
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		
愛媛県収入証紙貼付欄 (消印は、しないでください。)			
注意事項 1 「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。 2 次の書類を添付してください。 (1) 免許証 (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則第6号様式から第8号様式までの規定による申請書は、それぞれ改正後のクリーニング業法施行細則第6号様式から第8号様式までの規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第16号

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 削除</p> <p>第11条の3から第12条まで 削除</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者指定申請書等)</p> <p>第11条 施行規則第18条の27第1項、第2項、第4項(施行規則第18条の29第4項において準用する場合を含む。)及び第5項(施行規則第18条の29第4項において準用する場合を含む。)、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の29の2第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)指定(更新)申請書(様式第15号)によるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者指定変更申請書)</p> <p>第11条の3 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書(様式第15号の3)によるものとする。</p> <p>(指定障害児入所施設指定変更申請書)</p> <p>第11条の4 法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児入所施設指定変更申請書(様式第15号の4)によるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者変更届出書等)</p> <p>第12条 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)変更届出書(様式第16号)によるものとする。</p>

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

様式第15号の3及び様式第15号の4を削り、様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>項</td> <td>左 欄</td> <td>右 欄</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	項	左 欄	右 欄	1	省略		<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>項</td> <td>左 欄</td> <td>右 欄</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	項	左 欄	右 欄	1	省略	
項	左 欄	右 欄											
1	省略												
項	左 欄	右 欄											
1	省略												

<u>2</u>	省略	
<u>3</u>	省略	
<u>4</u>	省略	
<u>5</u>	省略	
<u>6</u>	省略	
<u>7</u>	省略	
<u>8</u>	省略	

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

<u>1</u>	省略	
<u>2</u>	省略	
<u>3</u>	省略	
<u>4</u>	省略	
<u>5</u>	省略	
<u>6</u>	省略	

<u>2</u>	省令第34条の7第1項及び第3項、 第34条の8第1項及び第2項、第34条の9第1項及び第2項、第34条の11第1項及び第2項、第34条の12第1項及び第2項、第34条の14第1項及び第2項、第34条の15第1項及び第2項、第34条の15の2第1項及び第2項、第34条の16第1項及び第2項、第34条の17第1項及び第2項、第34条の18第1項及び第2項、第34条の18の2第1項及び第2項、第34条の18の3第1項及び第2項、第34条の19第1項及び第2項、第34条の24第1項及び第2項並びに第34条の57第1項及び第2項の申請書	指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書(様式第2号)
<u>3</u>	省令第34条の22の申請書	指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書(様式第3号)
<u>4</u>	省令第34条の25の申請書	指定障害者支援施設指定変更申請書(様式第4号)
<u>4の2</u>	省略	
<u>5</u>	省略	
<u>6</u>	省略	
<u>7</u>	省略	
<u>8</u>	省略	
<u>9</u>	省略	
<u>10</u>	省略	

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

<u>1</u>	法第46条第1項及び第3項並びに第51条の25第1項の規定による変更の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)変更届出書(様式第11号)
<u>2</u>	省略	
<u>3</u>	省略	
<u>4</u>	省略	
<u>5</u>	省略	
<u>6</u>	省略	
<u>7</u>	省略	

7	省略	
8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	政令第49条第1項の規定による 休止又は廃止の届出	省略
12	政令第49条第2項の規定による 報告	省略
13	省略	

(愛媛県障害者介護給付費等不服審査会の合議体)

第9条 愛媛県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の合議体(政令第58条第1項に規定する合議体をいう。)を構成する委員の定数は、5人とする。

8	省略	
9	省略	
10	省略	
11	省略	
12	政令第43条の7第1項の規定による 休止又は廃止の届出	省略
13	政令第43条の7第2項の規定による 報告	省略
14	省略	

(愛媛県障害者介護給付費等不服審査会の合議体)

第9条 愛媛県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)の合議体(政令第48条第1項に規定する合議体をいう。)を構成する委員の定数は、5人とする。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号から様式第4号まで 削除

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第3条の表12の項及び13の項並びに第9条の改正規定は公布の日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	目次 第1章 総則(第1条 第3条) 第2章 削除 第3章 事業及び施設(第13条 第24条) 第4章 削除 第5章 雑則(第29条) 附則 第1章 総則 第3条 削除 第2章 削除 第4条から第12条まで 削除 第3章 事業及び施設 (老人居宅生活支援事業開始届出書) 第13条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届出書(様式第23号)を提出することによつて行わなければならない。 (老人居宅生活支援事業変更届出書) 第13条の2 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第23号の2)を提出することによつて行わなければならない。

(老人ホーム事業開始届出書)

第3条 法第15条第3項の規定による届出に係る施設及び同条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届出書(様式第1号)により、その旨を速やかに地方局長に届け出なければならない。

(改善命令による措置結果報告書)

第4条 市町、社会福祉法人その他の者は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書(様式第2号)を、その処分を受けた日から30日以内に知事(特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。))に係るものを除く。)を設置する者にあつては、地方局長)に報告しなければならない。

(軽費老人ホーム設置届出書等)

第5条 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届出書(様式第3号)を提出することによつて行わなければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書)

第13条の3 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書(様式第23号の3)を提出することによつて行わなければならない。

(老人デイサービスセンター等設置届出書)

第13条の4 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届出書(様式第23号の4)を提出することによつて行わなければならない。

(老人デイサービスセンター等変更届出書)

第13条の5 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第23号の5)を提出することによつて行わなければならない。

(老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書)

第13条の6 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書(様式第23号の6)を提出することによつて行わなければならない。

(老人ホーム設置届出書)

第13条の7 法第15条第3項の規定による届出は、老人ホーム設置届出書(様式第23号の7)を提出することによつて行わなければならない。

(老人ホーム設置認可申請書)

第14条 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第3条第1項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書(様式第24号)によらなければならない。

(老人ホーム事業開始届出書)

第15条 法第15条第3項の規定による届出に係る施設及び同条第4項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届出書(様式第25号)により、その旨を速やかに地方局長に届け出なければならない。

(老人ホーム変更届出書)

第16条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム変更届出書(様式第26号)を提出することによつて行わなければならない。

(老人ホーム廃止等届出書)

第16条の2 法第16条第2項の規定による届出は、老人ホーム廃止等届出書(様式第27号)を提出することによつて行わなければならない。

(老人ホーム廃止等認可申請書)

第17条 施行規則第5条に規定する申請書は、老人ホーム廃止等認可申請書(様式第28号)によらなければならない。

(改善命令による措置結果報告書)

第18条 市町、社会福祉法人その他の者は、法第19条第1項の規定により、施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいてとつた措置について、措置結果報告書(様式第29号)を、その処分を受けた日から30日以内に知事(特別養護老人ホーム(2以上の社会福祉施設を設置する者(市町を除く。))に係るものを除く。)を設置する者にあつては、地方局長)に報告しなければならない。

第19条 削除

(軽費老人ホーム設置届出書等)

第20条 社会福祉法第62条第1項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届出書(様式第31号)を提出することによつて行わなければならない。

2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書（様式第4号）を提出することによつて行なわなければならない。

（軽費老人ホーム事業変更届出書等）

第6条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第5号）を提出することによつて行なわなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書（様式第6号）を提出することによつて行なわなければならない。

（軽費老人ホーム廃止届出書）

第7条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届出書（様式第7号）を提出することによつて行なわなければならない。

（老人福祉センター事業開始届出書等）

第8条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの設置の届出は、老人福祉センター事業開始届書（様式第8号）を提出することによつて行なわなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更又は廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届書（様式第9号）又は老人福祉センター廃止届書（様式第10号）を提出することによつて行なわなければならない。

（準用）

第9条 第4条の規定は、市町、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定によつて必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

2 社会福祉法第62条第2項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書（様式第32号）を提出することによつて行なわなければならない。

（軽費老人ホーム事業変更届出書等）

第21条 社会福祉法第63条第1項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第33号）を提出することによつて行なわなければならない。

2 社会福祉法第63条第2項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書（様式第34号）を提出することによつて行なわなければならない。

（軽費老人ホーム廃止届出書）

第22条 社会福祉法第64条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届出書（様式第35号）を提出することによつて行なわなければならない。

（老人福祉センター事業開始届書等）

第23条 社会福祉法第69条第1項の規定による老人福祉センターの設置の届出は、老人福祉センター事業開始届書（様式第36号）を提出することによつて行なわなければならない。

2 社会福祉法第69条第2項の規定による老人福祉センターに係る変更又は廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届書（様式第37号）又は老人福祉センター廃止届書（様式第38号）を提出することによつて行なわなければならない。

（準用）

第24条 第18条の規定は、市町、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第71条の規定によつて必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

第4章 削除

第25条から第28条まで 削除

第5章 雑則

（有料老人ホーム設置届出書等）

第29条 法第29条第1項による届出は、有料老人ホーム設置届出書（様式第43号）を提出することによつて行なわなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届出書（様式第44号）を提出することによつて行なわなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届出書（様式第45号）を提出することによつて行なわなければならない。

様式第1号から様式第24号までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号（第3条関係） 省略	様式第25号（第15条関係） 省略

様式第26号から様式第28号までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第2号（第4条関係） 省略	様式第29号（第18条関係） 省略
様式第3号（第5条関係） 省略	様式第30号 削除
様式第4号（第5条関係） 省略	様式第31号（第20条関係） 省略
	様式第32号（第20条関係） 省略

様式第5号(第6条関係)	省略
様式第6号(第6条関係)	省略
様式第7号(第7条関係)	省略
様式第8号(第8条関係)	省略
様式第9号(第8条関係)	省略
様式第10号(第8条関係)	省略

様式第33号(第21条関係)	省略
様式第34号(第21条関係)	省略
様式第35号(第22条関係)	省略
様式第36号(第23条関係)	省略
様式第37号(第23条関係)	省略
様式第38号(第23条関係)	省略

様式第38号の3から様式第45号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県高齢者大学校規則(昭和59年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
えひめシルバー大学校規則	愛媛県高齢者大学校規則
(大学校の開設)	(大学校の開設)
第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第13条第1項に規定する老人健康保持事業	第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第13条第1項に規定する老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業として、 <u>愛媛県高齢者大学校</u> (以下「大学校」という。)を開設する。
_____として、 <u>えひめシルバー大学校</u> (以下「大学校」という。)を開設する。	(受講資格)
(受講資格)	第3条 大学校において受講することができる者は、県内に居住する健康な60歳以上の者とする。
第3条 大学校において受講することができる者は、県内に居住する健康な老人_____とする。	様式第1号 (第4条関係) <u>受講願書</u>
様式第1号 (第4条関係) <u>えひめシルバー大学校受講願書</u>	様式第1号 (第4条関係) <u>受講願書</u>
えひめシルバー大学校受講願書	受 講 願 書
省略	省略
省略	省略
希望する専門課程	希望する専門課程
過去の受講願書の提出状況	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係) 修了証書

修 了 証 書

様

あなたは、えひめシルバー大学校において

所定の課程を修了したことを証します

年 月 日

愛媛県知事

印

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県高齢者大学校規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類は、それぞれ改正後の愛媛県高齢者大学校規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第19号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考
技術 開発 関係	機械	1～7 省略				技術 開発 関係	機械	1～7 省略			
		金属						金属 用機 器	8 交流アーク溶接機	1時間	990円
	用機 器	8 省略					9 省略				
		9 省略					10 省略				
		10 省略					11 省略				
		11 省略					12 省略				
		12 省略					13 省略				
		13 省略					14 省略				
		14 省略					15 省略				
		15 省略					16 省略				
		16 省略					17 省略				
		17 省略					18 省略				
		18 省略					19 省略				
		19 省略					20 省略				
		20 省略					21 省略				
		21 省略					22 省略				
		22 省略					23 省略				
		23 省略					24 省略				
		24 省略					25 省略				
		25 電動デジタルロツクウェル硬度計	1時間	440円			26 電動デジタルロツクウェル硬度計	1時間	550円		
26 省略				27 省略							
27 省略				28 省略							
28 省略				29 省略							
29 省略				30 省略							
30 省略				31 省略							
31 省略				32 省略							
32 省略				33 省略							

	33	省略			
	34	省略			
	35	省略			
	36	省略			
	37	省略			
電子 用機 器	1 ~ 16	省略			
	17	省略			
	18	省略			
	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	省略			
	24	省略			
	25	省略			
	26	省略			
	27	省略			
	28	省略			
	29	省略			
	30	省略			
31	省略				
化学 用機 器					
	1	省略			
	2	省略			
	3	省略			
	4	省略			
	5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	省略			
	9	省略			
	10	省略			
	11	省略			
	12	省略			
	13	省略			
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				

	34	省略			
	35	省略			
	36	省略			
	37	省略			
	38	省略			
電子 用機 器	1 ~ 16	省略			
	17	周波数特性分析器	1時間	660円	
	18	省略			
	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	省略			
	24	省略			
	25	省略			
	26	省略			
	27	省略			
	28	省略			
	29	省略			
	30	省略			
31	省略				
32	省略				
化学 用機 器	1	粒度分布測定装置	1時間	770円	
	2	省略			
	3	省略			
	4	省略			
	5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	省略			
	9	省略			
	10	省略			
	11	省略			
	12	省略			
	13	省略			
	14	省略			
	15	万能材料試験機	1時間	550円	
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				

第12条 法第57条の11第1項の規定により連携管理保全事業の認可を受けようとするときは、連携管理保全事業施行認可申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

2 法第57条の13の規定による連携管理保全計画の変更については、前項の規定を準用する。

（応急工事計画の認可申請）

第13条 法第49条第1項の規定により応急工事計画の認可を受けようとするときは、応急工事計画認可申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画の認可申請）

第14条 法第52条第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画の認可を受けようとするときは、換地計画認可申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画変更の認可申請）

第15条 法第53条の4第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画変更の認可を受けようとするときは、換地計画変更認可申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

（管理規程の認可申請）

第16条 法第57条の2第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程設定認可申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

2 法第57条の2第3項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（解散の認可申請）

第17条 法第67条第2項の規定により土地改良区解散の認可を受けようとするときは、土地改良区解散認可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の方法の認可申請）

第18条 法第71条の7の規定により読み替えて適用される法第69条第1項の規定により財産処分の方法の認可を受けようとするときは、財産処分方法認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（決算報告の認可申請）

第19条 法第71条の7の規定により読み替えて適用される法第71条の規定により決算報告の認可を受けようとするときは、決算報告認可申請書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第20条 法第72条第2項の規定により土地改良区合併の認可を受けようとするときは、土地改良区合併認可申請書（様式第21号）を知事に提出しなければならない。

（一般社団法人への組織変更の認可申請）

第21条 法第76条の5第1項の規定により一般社団法人への組織変更の認可を受けようとするときは、一般社団法人への組織変更認可申請書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

（認可地縁団体への組織変更の認可申請）

第22条 法第76条の13第1項の規定により認可地縁団体への組織変更の認可を受けようとするときは、認可地縁団体への組織変更認可申請書（様式第23号）を知事に提出しなければならない。

（応急工事計画の認可申請）

第11条 法第49条の規定により応急工事計画の認可を受けようとするときは、応急工事計画認可申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画の認可申請）

第12条 法第52条第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画の認可を受けようとするときは、換地計画認可申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（換地計画変更の認可申請）

第13条 法第53条の4第1項（法第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により換地計画変更の認可を受けようとするときは、換地計画変更認可申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（管理規程の認可申請）

第14条 法第57条の2第1項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程設定認可申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

2 法第57条の2第3項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により管理規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

（解散の認可申請）

第15条 法第67条第2項の規定により土地改良区解散の認可を受けようとするときは、土地改良区解散認可申請書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の方法の認可申請）

第16条 法第71条の7の規定により読み替えて適用される法第69条第1項の規定により財産処分の方法の認可を受けようとするときは、財産処分方法認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（決算報告の認可申請）

第17条 法第71条の7の規定により読み替えて適用される法第71条の規定により決算報告の認可を受けようとするときは、決算報告認可申請書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第16条 法第72条第2項の規定により土地改良区合併の認可を受けようとするときは、土地改良区合併認可申請書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（一般社団法人への組織変更の認可申請）

第17条 法第76条の5第1項の規定により一般社団法人への組織変更の認可を受けようとするときは、一般社団法人への組織変更認可申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（認可地縁団体への組織変更の認可申請）

第18条 法第76条の13第1項の規定により認可地縁団体への組織変更の認可を受けようとするときは、認可地縁団体への組織変更認可申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

(土地改良区連合の設立認可申請)

第23条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書(様式第24号)を知事に提出しなければならない。

(土地改良区連合の解散認可申請)

第24条 法第83条の2第2項の規定により土地改良区連合の解散の認可を受けようとするときは、土地改良区連合解散認可申請書(様式第25号)を知事に提出しなければならない。

(土地改良区連合の権利義務承継認可申請)

第25条 法第83条の2第3項の規定により土地改良区連合の権利義務の承継の認可を受けようとするときは、土地改良区連合権利義務承継認可申請書(様式第26号)を知事に提出しなければならない。

(交換分合計画の認可申請)

第26条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書(様式第27号)を知事に提出しなければならない。

第27条 省略

第28条 省略

(土地改良区連合への準用)

第29条 土地改良区連合については、この規則に定めるもののほか、第5条、第20条から第22条まで及び第25条を除き、土地改良区に関する規定を準用する。

様式第13号(第13条関係) 省略

様式第14号(第14条関係) 省略

様式第15号(第15条関係) 省略

様式第16号(第16条関係) 省略

様式第17号(第16条関係) 省略

様式第18号(第17条関係) 省略

様式第21号(第20条関係)

省略

9 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(資産評価をすべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区の場合にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録)

省略

注 省略

様式第22号(第21条関係) 省略

様式第23号(第22条関係) 省略

様式第24号(第23条関係) 省略

様式第27号(第26条関係) 省略

(土地改良区連合の設立認可申請)

第19条 法第77条第2項の規定により土地改良区連合設立の認可を受けようとするときは、土地改良区連合設立認可申請書(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

(交換分合計画の認可申請)

第20条 法第98条第8項、第99条第1項、第100条第1項及び第100条の2第1項の規定により交換分合計画の認可を受けようとするときは、交換分合計画認可申請書(様式第21号)を知事に提出しなければならない。

第21条 省略

第22条 省略

(土地改良区連合への準用)

第23条 土地改良区連合については、この規則に定めるもののほか、第5条及び第16条から第18条までを除外し、土地改良区に関する規定を準用する。

様式第11号(第11条関係) 省略

様式第12号(第12条関係) 省略

様式第13号(第13条関係) 省略

様式第14号(第14条関係) 省略

様式第15号(第14条関係) 省略

様式第16号(第15条関係) 省略

様式第17号(第16条関係)

省略

9 事業報告書、収支決算書及び財産目録

省略

注 省略

様式第18号(第17条関係) 省略

様式第19号(第18条関係) 省略

様式第20号(第19条関係) 省略

様式第21号(第20条関係) 省略

第2条 愛媛県土地改良法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第11号（第11条関係） 情報通信環境整備事業施行認可申請書

情報通信環境整備事業施行認可申請書 年 月 日 愛媛県知事 様 事務所の所在地 土地改良区 理事長	
地 区 名	地区
事業参加予定者	人
事 業 費	円
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 変更後の定款（定款を変更する必要がある場合）
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が調ったことを証する書面
- (4) 事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
- (5) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- (6) 経費の負担に関する事項及び事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
- (7) 業務の執行及び会計経理に関する事項を記載した書面

3 情報通信環境整備事業の計画を変更する場合は、「情報通信環境整備事業施行認可申請書」を「情報通信環境整備事業計画変更認可申請書」と記載し、事業参加予定者の欄及び事業費の欄については、計画変更後に行う事業について記載し、情報通信環境整備事業の計画の変更の事由を記載した書面を併せて添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12号（第12条関係） 連携管理保全事業施行認可申請書

連携管理保全事業施行認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
事務所の所在地	
土地改良区 理事長	
添付書類	(この欄に添付書類の名称を記入すること。)

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 変更後の定款（定款を変更する必要がある場合）
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第4項の規定により同法第57条の14第1項に規定する協議会又は同法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
- (4) 土地改良法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第48条の9において準用する同省令第48条の5第4号から第7号までに掲げる書面
- (5) 土地改良法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面

3 連携管理保全計画を変更する場合は、「連携管理保全事業施行認可申請書」を「連携管理保全計画変更認可申請書」と記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第13条関係） 応急工事計画認可申請書

応急工事計画認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
事務所の所在地	
土地改良区 理事長	
添 付 書 類	(この欄に添付書類の名称を記入すること。)

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 土地改良事業を急速に行うことを必要とする事由を記載した書面
- (2) 総会の議事録謄本
- (3) 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18号の次に次の2様式を加える。

様式第19号（第18条関係） 財産処分方法認可申請書

財産処分方法認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所	
申請者	
氏名	
添 付 書 類	(この欄に添付書類の名称を記入すること。)

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 貸借対照表（資産評価をすべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区である場合にあっては、不要）

(2) 財産目録

(3) 財産処分の方法を記載した書面

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20号（第19条関係） 決算報告認可申請書

決算報告認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所	
申請者	
氏名	
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 決算報告を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24号の次に次の2様式を加える。

様式第25号（第24条関係） 土地改良区連合解散認可申請書

土地改良区連合解散認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
事務所の所在地	
土地改良区連合 理事長	
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなったことを証する書面

(2) 総会の議事録謄本

(3) 債権者の同意があつたことを証する書面（その同意が得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

3 2(3)の書面は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第41条第1項の規定により債権者の同意を得る場合にのみ添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26号（第25条関係） 土地改良区連合権利義務承継認可申請書

土地改良区連合権利義務承継認可申請書	
年 月 日	
愛媛県知事	様 事務所の所在地 土地改良区 理事長
添 付 書 類	（この欄に添付書類の名称を記入すること。）

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- (1) 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなったことを証する書面
 - (2) 変更後の定款
 - (3) 総会の議事録謄本
 - (4) 債権者の同意があつたことを証する書面（その同意が得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- 3 2(4)の書面は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第41条第1項の規定により債権者の同意を得る場合にのみ添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県土地改良法施行細則様式第11号及び様式第17号の規定による申請書は、改正後の愛媛県土地改良法施行細則様式第13号及び様式第21号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第21号

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年愛媛県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁獲量等の報告の方法）</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）様式第1号（その1） 特別管理特定水産資源以外の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び _____ 第30条第1項 _____ の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（漁獲量等の報告の方法）</p> <p>第2条 法第26条第1項及び _____ 第30条第1項 _____ の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>様式第1号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p><u>3</u> 「特定水産資源の名称」の欄は、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p>

様式第1号（その1）の次に次のように加える。

様式第1号(その2) 特別管理特定水産資源の場合

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号等			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)		
陸揚げした日、漁獲量及び個体の数	年月日	漁獲量(kg)	個体の数
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県の機関、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

注1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、1の表の右側に欄を設けて報告することができる。

2 「漁獲割当割合設定通知書の番号等」の欄は、漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記入することとし、その他の場合には、省略すること。

3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受け

た場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。

- 4 「陸揚げした日、漁獲量及び個体の数」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日、同日における漁獲量及び個体の数を記入すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））</p> <p>様式第2号（その1） 特別管理特定水産資源以外の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、<u>海区漁業調整委員会</u>又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>様式第2号（第2条関係） 漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、<u>愛媛海区漁業調整委員会</u>又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 「特定水産資源の名称」の欄は、<u>くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入すること。</u></p>

様式第2号（その1）の次に次のように加える。

様式第2号(その2) 特別管理特定水産資源の場合

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号等	船舶等の名称		
	漁船登録番号		
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量(kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県の機関、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。

- 2 「陸揚げした日」の欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第2条関係） 漁獲努力量等報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、<u>海区漁業調整委員会</u>又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第4号（第3条関係） 委任状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 委任事項（該当する の中にレ印を付けること。）</p> <p style="padding-left: 20px;">法第26条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p style="padding-left: 20px;">法第30条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<p>様式第3号（第2条関係） 漁獲努力量等報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省略</div> <p>注1 「許可番号等」の欄は、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。ただし、<u>愛媛海区漁業調整委員会</u>又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記入することとし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。</p> <p>2・3 省略</p> <p>様式第4号（第3条関係） 委任状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>省略</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 委任事項（該当する の中にレ印を付けること。）</p> <p style="padding-left: 20px;">法第26条第1項 _____ の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p style="padding-left: 20px;">法第30条第1項 _____ の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2 省略</p> </div> <p>注 省略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員 _____ に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、<u>当該職員</u>に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(26) 省略</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、<u>_____職員</u>に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(26) 省略</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、その職にある間に限り、同表右欄の職に充てる。この場合において、これらの者が法第172条第1項に規定する職員に任命されていないときは、その職にある間に限り、当該職員に任命されているものとみなす。

省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(20) 省略

(21) 教育委員会事務局の教育総務課施設厚生室厚生事業係長及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金(教育委員会事務局の教育総務課施設厚生室厚生事業係長にあつては、奨学資金貸付金の償還金に係るものに限る。)の収納及び保管に関すること(次号に掲げる会計事務を除く。)

(22) 省略

2 省略

(口座振替)

第44条 省略

2 支出命令者は、債権者から口座振替による支払の申出があつたときは、別に定めるところにより、当該支払に必要な事項を記載した書面を提出させなければならない。当該事項に変更が生じた場合も、同様とする。

3 支出命令者は、前項の規定による書面の提出があつた後は、会計管理者に当該書面に記載された債権者の口座に口座振替をさせることができる。

第85条 削除

(恩給の支出命令等)

第87条 支出命令者は、恩給の支出命令をするときは、第43条第2項に規定する債権者内訳書に代えて恩給支出内訳書を添付しなければならない。

(恩給の支払手続)

第89条 会計管理者は、第66条に規定する方法により恩給の支払をするときは、同条の規定により領収書を受け取る前に、県内に居住する恩給を受ける者に恩給証書を提示させ、支出命令の書類と照合しなければならない。

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1)～(20) 省略

(21) 教育委員会事務局の教育総務課施設厚生室厚生事業係長及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金の収納及び保管に関すること(次号に掲げる会計事務を除く。)

(22) 省略

2 省略

(口座振替)

第44条 省略

2 支出命令者は、債権者から口座振替による支払の申出があつたときは、別に定めがある場合を除き、口座振替申込書兼債権者登録(変更)票(様式第24号)を提出させなければならない。口座振替申込書兼債権者登録(変更)票の内容に変更が生じた場合も、同様とする。

3 支出命令者は、前項の規定による口座振替申込書兼債権者登録(変更)票の提出があつた後は、会計管理者に当該口座振替申込書兼債権者登録(変更)票に記載された債権者の口座に口座振替をさせることができる。
(受給者の届出事項)

第85条 支出命令者は、県内に居住する恩給を受ける者(以下「受給者」という。)で、隔地払の方法により恩給の支払を受けようとするものに対し、あらかじめ希望する指定金融機関又は指定代理金融機関(以下「恩給支払金融機関」という。)の名称を届け出させ、及び恩給受領に使用する印鑑の印影を恩給支払金融機関に届け出させなければならない。

2 支出命令者は、受給者で口座振替の方法により恩給の支払を受けようとするものに対し、あらかじめ希望する金融機関名、預金種別及び預金の口座番号を届け出させなければならない。
(恩給の支出命令等)

第87条 支出命令者は、恩給の支出命令をするときは、第43条第2項に規定する債権者内訳書に代えて恩給支出内訳書を、隔地払の方法によるものにあつては3部、口座振替の方法によるものにあつては2部添付しなければならない。

(恩給の支払手続)

第89条 会計管理者は、第66条に規定する方法により恩給の支払をするときは、同条の規定により領収書を受け取る前に、受給者に恩給証書を提示させ、支出命令の書類と照合しなければならない。

2 会計管理者は、県内に居住する受給者に隔地払の方法により恩給の支払をするとき、又は受給者に口座振替の方法により恩給の支払をするときは、第68条又は第70条の規定にかかわらず、次の

表の左欄に掲げる支払方法の区分に応じ、同表中欄に掲げる書類及び支払指示書を、同表右欄に掲げる期日までに指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。

隔地 払	1 恩給送金支払通知書（様式第51号）	恩給支払開始 の日前5日
	2 恩給支出内訳書（2部）	
口座 振替	1 恩給口座振替支払通知書（様式第51号の2）	恩給支払開始 の日前4日
	2 恩給支出内訳書	

（一般競争入札の公告）

第132条 契約当事者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して10日（工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の9の規定による見積期間）前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。

(1)～(6) 省略

2 省略

（公金の出納）

第198条 省略

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は室長が発行した小切手その他次の各号に掲げる書類のいずれかに基づかなければ、公金を支出してはならない。

(1)～(6) 省略

3 省略

（隔地払の手續）

第208条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第81条_____の規定により書類の送付を受けた場合であつて、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは、直ちに、給与送金支払通知書_____を当該取扱店又は代理取扱店に送付しなければならない。

2 省略

第210条 削除

（支払の拒絶等）

第211条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、支払の請求を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けようとする者にその事実を告げて支払を拒み、直ちにその

（一般競争入札の公告）

第132条 契約当事者は、一般競争入札をする場合は、入札の期日から起算して10日（工事の請負契約を締結するときの入札にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条_____の規定による見積期間）前までに、令第167条の6又は第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次に掲げる事項を愛媛県報、新聞、県の掲示板等により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、工事の請負契約を締結するときの入札を除き、その期間を5日までに短縮することができる。

(1)～(6) 省略

2 省略

（公金の出納）

第198条 省略

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は室長が発行した小切手その他次の各号に掲げる書類のいずれかに基づかなければ、公金を支出してはならない。

(1)～(6) 省略

(7) 恩給送金支払通知書

(8) 恩給口座振替支払通知書

(9) 恩給支出内訳書

3 省略

（隔地払の手續）

第208条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第81条又は第89条第2項の規定により書類の送付を受けた場合であつて、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは、直ちに、給与送金支払通知書及び恩給支出内訳書を当該取扱店又は代理取扱店に送付しなければならない。

2 省略

（恩給の支払手續）

第210条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第89条第2項の規定により恩給送金支払通知書及び恩給支出内訳書の送付を受けたときは、恩給送金支払通知書は保管し、恩給支出内訳書は直ちに恩給支払金融機関に送付しなければならない。

2 恩給支払金融機関は、受給者から恩給の支払の請求を受けたときは、恩給証書を提示させて恩給支出内訳書と照合し、恩給領収書（様式第96号）を徴して支払をしなければならない。

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第89条第2項の規定により、恩給口座振替支払通知書及び恩給支出内訳書の送付を受けたときは、会計管理者の指定する日に受給者の預金口座に振込みをしなければならない。

（支払の拒絶等）

第211条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、支払の請求を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けようとする者にその事実を告げて支払を拒み、直ちにその

旨を会計管理者又は室長に報告しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(支払未済金の報告)

第216条 省略

旨を会計管理者又は室長に報告しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 恩給証書と恩給支出内訳書の証書番号又は受給者名が相違するとき。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(支払未済金の報告)

第216条 省略

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の規定にかかわらず、恩給支払開始の日より1月を経過してもなお支払を終わらない恩給があるときは、経過した日から10日以内に恩給未払表(様式第98号)を会計管理者に提出しなければならない。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第50号(第86条、第87条 _____) 恩給支出内訳書</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>様式第50号(第86条、第87条、第89条、第198条、第208条、第210条、第211条関係) 恩給支出内訳書</p> <p>省略</p> <p>省略</p>

様式第51号を次のように改める。

様式第51号 削除

様式第51号の2を削る。

様式第96号を次のように改める。

様式第96号 削除

様式第98号を次のように改める。

様式第98号 削除

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県会計規則様式第24号の規定による口座振替申込書兼債権者登録(変更)票は、改正後の愛媛県会計規則第44条第2項の規定により提出された書面とみなす。

告 示

○愛媛県告示第237号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル7階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市区西牛島町6番1号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和8年3月31日

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日

○愛媛県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	・愛媛県美術館管理規則（令和2年3月27日規則第17号）に規定する使用料 ・愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年7月15日条例第26号）及び愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年7月15日規則第42号）に規定する使用料	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日

○愛媛県告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	電子申請システムを利用した行政手続に係る手数料等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月31日

○愛媛県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サンデンタルクリニック	西条市周布599番1	令和8年2月6日
マック中之庄調剤薬局	四国中央市中之庄町573-18	令和8年3月23日
マック今治立花調剤薬局	今治市郷本町1-2-15	令和8年3月30日
マック川東調剤薬局	新居浜市宇高町1丁目2-40	令和8年3月30日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所	指 定
氏 名	名 称	所 在 地
		年 月 日
岩 城 一 弘	いわき鍼灸マツサージ治療院	宇和島市中央町1-7-19 松花ビル2階
		令和8年2月25日

○愛媛県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4-9	令和8年1月31日
松本歯科医院	西予市三瓶町朝立1-43 8-98	令和8年5月30日

○愛媛県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和8年3月31日

○愛媛県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社イクシオ	松山市小坂四丁目3番20号 Luft 1階	訪問看護ステーションアルク 今治	今治市北鳥生町四丁目6番15号	令和7年2月1日

○愛媛県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1091-1	訪問看護ステーションごしき	（変更後） 伊予市下吾川55番1	令和6年12月1日
			（変更前） 伊予市米湊736-3	

○愛媛県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	セントケア訪問看護ステーションにいほま	新居浜市星原町15番47号星原町15-47貸店舗1階1号室	令和8年3月31日

○愛媛県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	アーチ薬局	宇和島市吉田町北小路甲201-2	令和8年2月28日

○愛媛県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	アーチ薬局	宇和島市吉田町北小路甲201-2	令和8年2月28日

○愛媛県告示第248号

愛媛県地籍調査費負担金等交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県地籍調査費負担金等交付規程の規定により交付された負担金等に係る地籍調査事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第249号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の農業委員会交付金等交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により交付を受けた交付金等に係る消費税等相当額の返還、旧規程の規定による交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第250号

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年1月愛媛県告示第14号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により交付を受けた交付金の返還、旧規程の規定による交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第251号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付規程（昭和33年7月愛媛県告示第609号）は、告示の日限り廃止する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第252号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）は、告示の日限り廃止する。ただし、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第253号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程（昭和47年11月愛媛県告示第1093号）は、告示の日限り廃止する。ただし、書類の保管及び廃止前の愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第254号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和37年3月愛媛県告示第255号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程による事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び書類等の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第255号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程（昭和31年11月愛媛県告示第775号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程の規定による事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第256号

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程（昭和32年12月愛媛県告示第906号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程の規定による事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第257号

農用地等集団化事業補助金交付規程（昭和40年2月愛媛県告示第144号）は、告示の日限り廃止する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第258号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程（昭和60年10月愛媛県告示第1250号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により交付を受けた補助金の返還等、旧規程の規定による災害林道復旧事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第259号

県費の補助にかかる林道事業検査規程（昭和31年2月愛媛県告示第77号）は、告示の日限り廃止する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第260号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により交付を受けた補助金の返還等、旧規程の規定による林道に関する事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第261号

愛媛県治山事業施行規程（昭和61年3月愛媛県告示第427号）は、告示の日限り廃止する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第262号

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和46年9月愛媛県告示第794号）は、告示の日限り廃止する。ただし、帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第263号

愛媛県単独治山事業補助金交付規程（昭和45年7月愛媛県告示第695号）は、告示の日限り廃止する。ただし、帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第264号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第265号

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和38年7月愛媛県告示第514号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定により交付を受けた補助金の返還等、旧規程の規定による事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理及び帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第266号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）は、告示の日限り廃止する。ただし、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA	愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年3月19日

○愛媛県告示第268号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、三島川之江港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和8年3月31日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成7年2月愛媛県告示第148号）及び港湾計画の変更の概要（平成20年4月愛媛県告示第634号）によりその概要を告示した三島川之江港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

既定計画を変更する事項

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
金子	9.0	1

(2) 係留施設計画

岸壁

既定計画を変更する事項

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
金子	公共用	14.0	1	一般船用
		9.0	1	一般船用
		5.5	2	一般船用

(3) 土地造成計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用途
金子	19（19）	埠頭用地
	1（1）	港湾関連用地
	3（3）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画を示す。

(4) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
金 子	23（23）	埠頭用地
	29（29）	港湾関連用地
	6（6）	交通機能用地
	9（9）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(5) 大規模地震対策施設計画

既定計画に追加する事項

地区名	名 称	数 量
	水深9.0メートル岸壁	240メートル
	埠頭用地	18ヘクタール

金 子	緑 地	3ヘクタール
	臨港道路金子ふ頭線	2～4車線
	臨港道路金子ふ頭西線	2車線

(6) その他の計画

既定計画に追加する事項

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	名 称	数 量
金 子	水深9.0メートル岸壁	240メートル
	水深9.0メートル泊地	1ヘクタール

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第269号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇和 第2 号	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市	西予市野村町野村12号617番地1 西予市野村支所	令和8年3月31日

○愛媛県告示第270号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇和 第4 号	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市	西予市明浜町高山甲3420番地 西予市明浜支所	令和8年3月31日

○愛媛県告示第271号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第 6号	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1 西予市三瓶支所	令和8年3月31日

○愛媛県告示第272号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/136709.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本キッチン株式会社
東京都港区芝浦1丁目2番1号
代表取締役社長 森田 真二

2 事業場の名称及び所在地

日本キッチン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号

3 特定施設に関する事項

(1) ダブルスクラパーテスト機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能力	1分間当たり2.5立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後ただちに		
工事の完成予定年月日	着工後ただちに		
使用開始の予定年月日	完成後ただちに		
特定施設の使用時間間隔	間 欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	最大4時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	テスト回数、計4回程度		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	4.0～8.0
		最大	7.0～11.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0
		最大	0
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	20
	最大	20	
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	1以下
		最大	40,000
	燐含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0
		最大	0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	0.1	
	最大	0.4	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) S S回収設備

設置年月日	平成9年10月31日		
処理施設の種類及び型式	シクナー（単室型、中心支持中心駆動型）		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	No.1 S S 直径 4メートル 高さ 2メートル No.2 S S 直径 5メートル 高さ 2メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	S S沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.0～12.0	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 13	通常 2 最大 13
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 159 最大 264	通常 52 最大 60
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0 最大 159	通常 0 最大 159
	燐含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,415 最大 1,790	通常 1,415 最大 1,790

(2) スクラパー排水中和槽

設置年月日	平成19年10月31日		
処理施設の種類及び型式	中和設備		
処理施設の構造	鋼板製及び内面FRP製		
処理施設の主要寸法	縦6.2メートル 横2.8メートル 高さ3.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	混合調整、pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 2.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 105	通常 55 最大 105
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31 最大 62	通常 31 最大 62
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 53	通常 16 最大 53
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,345 最大 1,575	通常 1,345 最大 1,575

(3) 処理槽

設 置 年 月 日	平成28年1月15日
処理施設の種類及び型式	水平流式、酸化処理
処理施設の構造	F R P製
処理施設の主要寸法	直径 3.2メートル 高さ 8メートル 直径 3.2メートル 高さ 7.4メートル
処理施設の能力	1日当たり7,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	混合調整、pH調整、COD酸化、SS沈殿、N除去、CN除去
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 56	通常 12 最大 17
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 110	通常 8 最大 33
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,760 最大 3,365	通常 2,760 最大 3,365
------------------------	----------------------	----------------------

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	最大
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 16	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 32	
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 3	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 120 最大 145	

(2) No.2排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	最大
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12.1 最大 17.2	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 32.9	
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,730 最大 3,335		

○愛媛県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮873番地先から 同町新宮807番地先まで	旧	メートル 4.4～8.5	キロメートル 0.164	
		四国中央市新宮町新宮873番から 同町新宮807番まで	新	7.2～10.7	0.164	

○愛媛県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山2902番4から 同町上山2987番3まで	令和8年3月31日
"	"	四国中央市新宮町上山2899番3から 同町上山2583番2まで	"
"	"	四国中央市新宮町上山747番2から 同町上山743番3まで	"
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮873番から 同町新宮807番まで	"
"	"	四国中央市新宮町新宮670番から 同町新瀬川22番2まで	"
"	大野原川之江線	四国中央市金生町山田井1723番8から 同町山田井1720番2まで	"

○愛媛県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、伊予郡砥部町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年3月31日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐川秀紀	伊予郡砥部町万年610番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐野恵美	伊予郡砥部町万年481番地1

○愛媛県告示第276号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	西予市明浜町依津8番耕地431番3から 同町依津1番耕地541番5まで	旧	メートル 11.6~67.1 4.2~6.8	キロメートル 0.947 1.030	
		西予市明浜町依津8番耕地431番3から 同町依津1番耕地541番5まで	新	11.6~67.1	0.947	

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県研修所規程の一部を改正する訓令

愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（研修区分）</p> <p>第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修、<u>管理職研修</u>、ビジネススキル向上研修、指導者養成研修、復帰支援研修、出前講座、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。</p>	<p>（研修区分）</p> <p>第10条 研修は、階層別研修、ステージアップ研修_____、ビジネススキル向上研修、指導者養成研修、復帰支援研修、出前講座、市町職員研修及び部局研修の区分によつて行う。</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

（愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあっては、施設厚生室の所掌とする。）</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>教育に関する事務を実施する公益信託に関する事務の統轄に</u>関すること。</p> <p>(16)～(34) 省略</p> <p>省略</p>	<p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第17号から第26号まで及び第30号の事務にあっては、施設厚生室の所掌とする。）</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) <u>委員会所管の</u>_____公益信託に関する事務の統轄に 関すること。</p> <p>(16)～(34) 省略</p> <p>省略</p>

（愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止）

第2条 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

- (教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止)
- 2 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県教育委員会規則第13号）は、廃止する。
- (教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の受託者が事務所に備えなければならないこととされている書類及び帳簿の電磁的記録による保存については、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第2号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡 哲也

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指導改善研修)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなったときは、当該指導改善研修の命令を解除し、<u>当該指導改善研修を終了することができる。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(指導の改善の程度に関する認定等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 県教育委員会は、前項第1号及び第2号の認定を行ったときは、当該認定に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ当該各号の決定を行うものとする。この場合において、第2号の決定を行うときの指導改善研修の期間は、<u>前項第2号の認定までに実施した指導改善研修の期間と通算して2年を超えない範囲内とする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号の認定（次号に該当する場合を除く。）指導改善研修の期間の延長</p> <p>(3) <u>前項第2号の認定（第9条第3項の規定により指導改善研修を終了する場合に限る。）指導力不足等教員の認定の解除</u></p>	<p>(指導改善研修)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 県教育委員会は、前項の指導改善研修の期間内において、当該指導改善研修を受けている者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定による休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業その他やむを得ない事情により一定期間当該指導改善研修を受けることができなくなったときは、<u>当該指導改善研修の命令を解除することがある</u></p> <p><u>_____。</u></p> <p>4 <u>県教育委員会は、前項の規定による解除をした事由がなくなったときは、指導改善研修を受けるよう命じるものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による命令を行うに当たり必要な手続は、第4条から第7条までの規定を準用する。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(指導の改善の程度に関する認定等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 県教育委員会は、前項第1号及び第2号の認定を行ったときは、当該認定に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げる認定に応じ、それぞれ当該各号の決定を行うものとする。この場合において、第2号の決定を行うときの指導改善研修の期間は、<u>指導改善研修を開始した日から引き続き</u></p> <p><u>_____2年を超えない範囲内とする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号の認定_____指導改善研修の期間の延長</p>

3 県教育委員会は、前項第3号の決定を行った者について、第9条第3項の規定による解除をした事由がなくなったときは、第3条から第9条までに定めるところにより、指導力不足等教員の認定を行い、指導改善研修を受けるよう命じるものとする。この場合において、新たに命じる指導改善研修の期間は、同条第2項の規定にかかわらず、第1項第2号の認定までに実施した指導改善研修の期間と通算して1年（当該認定までに前項第2号の決定に基づき指導改善研修の期間を延長している者にあつては2年）を超えない範囲内とする。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県教育委員会
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条第1項及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項、<u>第10項及び第12項から第18項</u>までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>第3条 校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条、第70条第1項及び第82条において準用する同法第37条第4項、第7項、第8項<u>及び第10項から第17項</u>までに規定する職務並びに同法第60条第4項及び第6項並びに同法第79条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1308

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等の合計額が年額130万円以上、<u>(18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)</u>である者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得、恩給、退職年金等の合計額が年額130万円以上 _____ _____である者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1309

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園、しげのぶ特別支援学校及び新居浜特別支援学校川西分校に勤務する職員、総務部及び地方局地域産業振興部に勤務する部付の職にある職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>	<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、えひめ学園、しげのぶ特別支援学校及び新居浜特別支援学校川西分校に勤務する職員、総務部 _____ に勤務する部付の職にある職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1310

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、通勤届兼通勤手当認定・確認簿（別記様式）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第10条第3項に規定する駐車施設等（以下「<u>駐車施設等</u>」という。）を変更し、<u>駐車施設等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車施設等の利用に係る料金（以下「<u>駐車料金</u>」という。）に変更があつた場合</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「<u>定期券</u>」という。）の提示<u>又はその届出に係る施設等が駐車施設等であること及びその駐車料金を証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（西瀬戸自動車道（今治インターチェンジと今治北インターチェンジとの間に限る。）を除く。以下「<u>特急列車等</u>」という。）を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員（特急列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第8条 条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>条例第10条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、通勤届兼通勤手当認定・確認簿（別記様式）により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、 _____ _____ _____又は通勤のため負担する運賃等の額 _____に変更があつた場合</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「<u>定期券</u>」という。）の提示 _____ _____を定める等の方法により確認し、その者が条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める者 __は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（西瀬戸自動車道（今治インターチェンジと今治北インターチェンジとの間に限る。）を除く。以下「<u>特急列車等</u>」という。）を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員（特急列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第8条 条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>条例第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(自転車等使用者の支給額)

第8条の2 条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自転車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,500円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,900円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 8,100円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号に定める額及び第2号の規定による額

- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号の規定による額及び同条第3項に規定する駐車料金相当額（以下「駐車料金相当額」という。）の合計額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額
- (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号の規定による額及び駐車料金相当額の合計額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額

以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号 上に定める額
- (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額

未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）

く。) 同項第2号の規定による額

第11条 省略

(駐車施設等)

第11条の2 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める施設等は、次に掲げる要件を具備する施設等とする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条第1項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる通勤経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設等であること。
- (2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第1項の扶養親族に料金を支払うこととなる施設等又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設等でないこと。

2 条例第10条第1項第2号又は第3号に掲げる職員が通勤のため利用する自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための施設等が前項に掲げる要件を具備しない場合であつて、当該施設等の状況、当該職員の事情等により、同条第2項の規定による額に駐車料金相当額を加算しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める施設等を同条第3項の人事委員会規則で定める施設等とする。

(駐車料金相当額が加算されない職員)

第11条の3 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、第10条第1項第2号に掲げる職員とする。

(駐車料金相当額)

第11条の4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車施設等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額
 - イ 駐車料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

- (2) 2以上の駐車施設等を利用する場合 それぞれの駐車施設等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第14条第2項第2号及び第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 省略

4 条例第10条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第2項第2号の規定による額（第10条

く。) 同項第2号に定める額

第11条 省略

(駐車施設等)

第11条の2 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める施設等は、次に掲げる要件を具備する施設等とする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条第1項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる通勤経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設等であること。
- (2) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第1項の扶養親族に料金を支払うこととなる施設等又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設等でないこと。

2 条例第10条第1項第2号又は第3号に掲げる職員が通勤のため利用する自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための施設等が前項に掲げる要件を具備しない場合であつて、当該施設等の状況、当該職員の事情等により、同条第2項の規定による額に駐車料金相当額を加算しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める施設等を同条第3項の人事委員会規則で定める施設等とする。

(駐車料金相当額が加算されない職員)

第11条の3 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、第10条第1項第2号に掲げる職員とする。

(駐車料金相当額)

第11条の4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車施設等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車料金が定められている場合 当該駐車料金の額
 - イ 駐車料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該駐車料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

- (2) 2以上の駐車施設等を利用する場合 それぞれの駐車施設等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条、第14条第2項第2号及び第17条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 省略

4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第10条第2項第2号に定める額（第10条

第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び駐車料金相当額の合計額(以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第5項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第14条 条例第10条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 省略
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車施設等を変更し、駐車施設等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3)・(4) 省略

2 条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

3 条例第10条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払命令代理者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払命令代理者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条 条例第10条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

第2号に掲げる職員に係るものを除く。) _____の合計額(以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第10条第3項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 省略
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、
_____又は通勤のため負担する運賃等の額 _____ に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3)・(4) 省略

2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

3 条例第10条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払命令代理者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払命令代理者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条 条例第10条第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿

（表） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿

任命権者様

職名	氏名	所属	届出理由	新線（ <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等又は駐車料金の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路、方法又は駐車施設等の変更等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	受 理 年 月 日	年 月 日	受 理 年 月 日	年 月 日												
住居			往路と帰路が異なる場合の理由 <input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間に係る順路欄の□に印を付す。 <input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と異なる区間に係る順路欄の□に印を付す。																	
順路	通勤方法の別	区	間	距離	所要時間	乗車券等の種類	乗車券等の額	駐在所	駐車施設等の所在地	駐車料金	駐車施設等の利用形態	回数券等	定期券	通送料金	運賃等相当額を支給する期間の月数で除して得た額	支給期間	支給回数	支給月		
□ 1		住居から（経由）まで	分	km	分					円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
□ 2		から（ ）まで	分	km	分					円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
□ 3		から（ ）まで	分	km	分					円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
□ 4		から（ ）まで	分	km	分					円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
□ 5		から（ ）まで	分	km	分					円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
計																				
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額																				
自転車等の額（規則第8条の2に定める額） （自転車等の使用距離 km）																				
交通機関等と自転車等の併用者 規則第10条 □第1号 □第2号 □第3号																				
1 箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額																				
特急列車等利用者の特急列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等																				
順路	通勤方法の別	区	間	距離	所要時間															
1	住居	から（ ）から（ ）	分	km	分															
2		から（ ）から（ ）	分	km	分															
3		から（ ）から（ ）	分	km	分															
4		から（ ）から（ ）	分	km	分															
5		から（ ）から（ ）	分	km	分															
計																				
往路と帰路とが異なる場合の理由																				

- 7 「駐車料金」欄には、実際に負担する額（駐車場の都度その料金を支払う場合等は1回の利用額）を記入すること。
- 8 「駐車施設等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（○箇月）、1回払い、回数券（○枚綴り○円）等の別を記入すること。
- 9 略図（通勤経路を朱線で記入し、特急列車等を利用した場合の通勤経路がこれを利用しない場合には、これを利用しない場合の通勤経路を青色の線で併せて記入したもの）を添付すること。
- 10 運賃等の額に改定があつた場合における「認定期間」の「年 月まで」は、改定があつた月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車施設等（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第40号）第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第10条第3項に規定する駐車施設等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車施設等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。
- 3 この規則施行の際現に提出されている改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、新規別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年3月31日

愛媛県議会議長 松尾和久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠席届及び退席届)</p> <p>第85条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(欠席届及び退席届)</p> <p>第85条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席することができないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> <p>3 省略</p>

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月28日議会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は同年6月14日から施行する。

令和8年3月31日

愛媛県議会議長 松尾和久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) 省略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) 省略</p>

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	普通診断書	1部	<u>2,640円</u>		診断書料	普通診断書	1部	<u>2,530円</u>	
	死亡診断書	1部	<u>4,070円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,960円</u>	
	恩給診断書	1部	<u>5,720円</u>			恩給診断書	1部	<u>5,610円</u>	
	各種年金診断書					各種年金診断書			
	生命保険診断書					生命保険診断書			
	特殊診断書					特殊診断書			
	死体（胎） 検案書	病死 省略	1部	<u>7,370円</u>			死体（胎） 検案書	病死 省略	1部
文書料	普通証明書	1部	<u>2,200円</u>	省略	普通証明書	1部	<u>2,090円</u>	省略	
	出産証明書				出産証明書				
	死産証明書				死産証明書				
	診療費納付証明書	1部	<u>1,760円</u>		診療費納付証明書	1部	<u>1,650円</u>		
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	<u>910円</u>		診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	<u>880円</u>		
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>5,170円</u>		自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>4,950円</u>		
省略					省略				
脳ドック	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>37,620円</u>		脳ドック	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>37,510円</u>	
	省略					省略			
骨塩量検査料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>9,790円</u>		骨塩量検査料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>9,680円</u>	
	省略					省略			
乳がん検診料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>12,760円</u>		乳がん検診料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	<u>12,650円</u>	
	省略					省略			
省略					省略				
母体血出生前遺伝学的検査料		1回	<u>160,600円</u>		母体血出生前遺伝学的検査料		1回	<u>159,560円</u>	

母体血 出生前 遺伝学的検査 カウンセリング料		1回	<u>5,610円</u>	
省略				
分娩介 助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前（以下「診療時間」という。）に分娩した場合	1件	<u>236,000円</u>	
	診療時間外に分娩した場合	1件	<u>269,000円</u>	
省略				
人工妊 娠中絶 料	妊娠満12週未満	1件	<u>70,400円</u>	省略
	妊娠満12週以上満16週未満	1件	<u>134,200円</u>	
	妊娠満16週以上満22週未満	1件	<u>139,700円</u>	
避妊器 具挿入 料		1件	<u>46,200円</u>	省略
避妊器 具除去 料		1件	<u>10,560円</u>	省略
省略				
新生児 介補料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	<u>8,800円</u>	
	上記以外のもの	1日	<u>9,680円</u>	
省略				
乳房マ ッサージ料		1回	<u>2,600円</u>	
省略				
巻 爪 （陥入 爪）矯 正料	省略			
	再診	1回	<u>3,080円</u>	
省略				
セカン ドオピ ニオン 外来料		1回	<u>12,100円</u>	
面談料		1回	<u>6,270円</u>	
省略				
病衣提 供料		1回	<u>2,420円</u>	

母体血 出生前 遺伝学的検査 カウンセリング料		1回	<u>5,500円</u>	
省略				
分娩介 助料	診療日の午前8時30分以降午後5時15分以前（以下「診療時間」という。）に分娩した場合	1件	<u>230,000円</u>	
	診療時間外に分娩した場合	1件	<u>262,500円</u>	
省略				
人工妊 娠中絶 料	妊娠満12週未満	1件	<u>68,200円</u>	省略
	妊娠満12週以上満16週未満	1件	<u>130,900円</u>	
	妊娠満16週以上満22週未満	1件	<u>135,300円</u>	
避妊器 具挿入 料		1件	<u>45,100円</u>	省略
避妊器 具除去 料		1件	<u>10,340円</u>	省略
省略				
新生児 介補料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	<u>8,500円</u>	
	上記以外のもの	1日	<u>9,350円</u>	
省略				
乳房マ ッサージ料		1回	<u>2,500円</u>	
省略				
巻 爪 （陥入 爪）矯 正料	省略			
	再診	1回	<u>3,030円</u>	
省略				
セカン ドオピ ニオン 外来料		1回	<u>5,940円</u>	
面談料		1回	<u>5,500円</u>	
省略				
病衣提 供料		1回	<u>2,310円</u>	

省略				
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	<u>710円</u>	
省略				
在宅患者訪問自動車使用料		走行距離1キロメートルまでごとにつき	<u>37円</u>	

注 省略

別表第3 (第2条関係)

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料差額	愛媛県立中央病院	特別室	<u>24,000円</u>	<u>26,400円</u>
		個室	<u>9,500円</u>	<u>10,450円</u>
	愛媛県立今治病院	特別室(A)	<u>13,000円</u>	<u>14,300円</u>
		特別室(B)	<u>8,500円</u>	<u>9,350円</u>
		個室(A)	<u>7,500円</u>	<u>8,250円</u>
		個室(B1)	<u>6,500円</u>	<u>7,150円</u>
		個室(B2)	<u>3,900円</u>	<u>4,290円</u>
		2人室(A)	<u>2,300円</u>	<u>2,530円</u>
		2人室(B)	<u>1,800円</u>	<u>1,980円</u>
	愛媛県立南宇和病院	特別室	<u>8,000円</u>	<u>8,800円</u>
		個室(A)	<u>5,400円</u>	<u>5,940円</u>
		個室(B)	<u>3,900円</u>	<u>4,290円</u>
	愛媛県立新居浜病院	個室(A)	<u>7,200円</u>	<u>7,920円</u>
		個室(B)	<u>6,700円</u>	<u>7,370円</u>

省略				
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	<u>690円</u>	
省略				
在宅患者訪問自動車使用料		走行距離1キロメートルまでごとにつき	<u>20円</u>	

注 省略

別表第3 (第2条関係)

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	左記以外のもの
室料差額	愛媛県立中央病院	特別室	<u>23,150円</u>	<u>25,460円</u>
		個室	<u>9,260円</u>	<u>10,180円</u>
	愛媛県立今治病院	特別室(A)	<u>12,280円</u>	<u>13,500円</u>
		特別室(B)	<u>8,280円</u>	<u>9,100円</u>
		個室(A)	<u>7,280円</u>	<u>8,000円</u>
		個室(B1)	<u>6,280円</u>	<u>6,900円</u>
		個室(B2)	<u>3,780円</u>	<u>4,150円</u>
		2人室(A)	<u>2,280円</u>	<u>2,500円</u>
		2人室(B)	<u>1,780円</u>	<u>1,950円</u>
	愛媛県立南宇和病院	特別室	<u>7,780円</u>	<u>8,550円</u>
		個室(A)	<u>5,280円</u>	<u>5,800円</u>
		個室(B)	<u>3,780円</u>	<u>4,150円</u>
	愛媛県立新居浜病院	2人室	<u>1,780円</u>	<u>1,950円</u>
		個室(A)	<u>7,000円</u>	<u>7,700円</u>
個室(B)	<u>6,500円</u>	<u>7,150円</u>		

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1診断書料の項及び文書料の項の規定は、この管理規程の施行の日以後の診断書及び文書の交付の申出に係る料金について適用し、同日前の診断書及び文書の交付の申出に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第3の規定は、この管理規程の施行の日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、同日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。